安保特別委における採決に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一六号）
不具合が発生した川内原発一号機を運転させ続けることに関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一七号）
「国際平和支援活動」における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一八号）
安倍首相の「会食」についての更なる究明に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一九号）

質問主意書転送

九月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。
子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の取扱い及び子宮頸がん検診に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一八八号）
子宮頸がん予防ワクチンによる健康被害の救済に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一八九号）
大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和安全法制特別委員会における参考人質疑の際の答弁内容に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二九〇号）
徴兵制度の採用が完全には否定できないことに関する質問主意書（藤末健三提出）（第二九一号）
国民年金の特定保険料納付申出等に関する質問主意書（田村智子提出）（第二九二号）
安全保障関連法案における集団的自衛権と集団安全保障の関係に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二九三号）
政府提出の安全保障関連法案と我が国の国際貢献の在り方等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二九四号）
政府提出の安全保障関連法案と日米安全保障条約の関係等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二九五号）
ＰＫＯ法改正と国外犯処罰規定等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二九六号）
明治大学法科大学院青柳幸一教授による司法試験問題漏洩に関する質問主意書（前川清成提出）（第二九七号）
米軍牧港補給地区周辺のハブのＰＣＢ汚染問題に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二九八号）
東京電力福島第一原発事故に伴う廃炉・除染作業の労働環境に関する質問主意書（薬師寺みちよ提出）（第二九九号）
ホルムズ海峡における機雷掃海の必要性に関する再質問主意書（藤末健三提出）（第三〇〇号）
存立危機事態と集団安全保障との関係に関する再質問主意書（藤末健三提出）（第三〇一号）
我が国に対し国際法上違法な武力攻撃をしているＡ国に後方支援しているＢ国の補給艦に対する自衛権の行使に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三〇二号）
実施区域における自衛隊の部隊より一層の安全確保に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三〇三号）
日本国憲法前文における「恐怖と欠乏から免かれ」の意味に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三〇四号）
改正後のＰＫＯ法におけるＰＫＯ参加五原則の維持と同法第三条第一号及び第二号の定義に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三〇五号）
東京入国管理局の収容実態に関する質問主意書（山本太郎提出）（第三〇六号）

人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　的井　宏樹
内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を免ずる（九月二十四日）

総務省

内山田竹志
情報通信審議会委員に任命する
任期は平成二十九年一月五日までとする（九月二十四日）

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成27年９月14日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。
平成27年９月28日
農林水産大臣　林　芳正
（特定保安林の指定）
特定保安林の所在場所　岐阜県下呂市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成27年９月14日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。
平成27年９月28日
農林水産大臣　林　芳正
（特定保安林の指定の解除）
特定保安林の所在場所　岐阜県本巣市、山県市、下呂市（以上３市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、下呂市、揖斐郡揖斐川町（以上１市１町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）
特定保安林の所在場所　鹿児島県志布志市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
平成27年９月28日
国土交通大臣　太田　昭宏
国土交通省防災業務計画の修正要旨
一　修正の目的
平成27年７月の防災基本計画の修正等を受け、所要の修正を行った。
二　修正年月日
平成27年７月31日
三　修正の要旨
防災基本計画の修正に基づき、土砂災害の危険性のある区域の明示、円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供、警戒避難体制の充実・強化、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策、関係機関や道路管理者間の連携・調整等について所要の修正を行った。
また、水防法（昭和24年法律第193号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の改正に基づき、多発する浸水被害への対策の推進として、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策、比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策等について所要の修正を行った。

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成27年９月28日
四国地方整備局長　石橋　良啓
１　河川の名称　吉野川水系吉野川
２　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
３　河川管理施設の位置
徳島県三好郡東みよし町中庄地先から徳島県三好郡東みよし町西庄地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　東みよし町長　川原義朗
住所　徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地
５　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
６　管理の期間　平成27年９月11日から道路の存続する日まで

法務

刑事補償法による補償決定の公示

小林智美に対する現住建造物等放火、建造物等以外放火被告事件のうち、建造物等以外放火被告事件については平成二三年三月一八日福岡地方裁判所が、現住建造物等放火被告事件については同年一一月二日福岡高等裁判所が、それぞれ言い渡した無罪判決がいずれも確定したので、平成二七年三月三一日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。
小林智美（福岡県古賀市筵内一三七三番地四アルバイト45）三九五日分四九三万七五〇〇円
福岡高等裁判所